

崇城大学 研究費等に関する不正防止計画

本学では、「崇城大学 研究活動に関する不正防止に関する規程」により、研究費等の適正な運営及び管理を行うため、崇城大学研究費等に関する不正防止計画を下記のとおり定める。

不正の発生要因		具体的な取組内容
【Ⅰ. 学内の責任体系の明確化】		
1	責任体制における各責任者の役割、責任範囲・権限についての理解不足	- 各責任者等とその責任範囲・権限について、引き続き地域共創センターのHP上にて公開・周知を行う。また、コンプライアンス研修内における周知も併せて行う。 - 会議等において、適宜各責任者（学長・副学長・学部長・学科長等）に対し責任体制について啓発し、意識の向上を図る。
2	責任体制に関して時間の経過によって認識の低下等が起こる	- 会議等において、適宜各責任者（学長・副学長・学部長・学科長等）に対し責任体制について啓発し、意識の向上を図る。 - 責任者等の異動に当たっては、引継ぎ等を明確に行い、責任意識の低下を防止している。
【Ⅱ. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備】		
1	公的研究費の使用に関するルールを理解不足	事務処理手続きに関するルールを盛り込んだ取扱要領等を作成・配布し、地域共創センターのHP等で公開・周知等を引き続き行う。また、新任者等でまだルールを完全に理解していない方に対しては、個別に説明を行うなど適宜対応し、適正な運用の周知を徹底する。
2	研究費の使用ルールと運用実態の乖離	毎年度、運用実態を把握し、使用ルールとの乖離が見つかった場合には、適宜検討を行い、見直しを行っていく。
3	不正防止のための啓発が不十分	不正防止に関するポスターを学内および各研究室に設置、定期的に不正防止に関するメールを配信することに加え、各種会議にて啓発活動を引き続き推進していく。
【Ⅲ. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施】		
1	不正発生要因を把握した上での不正防止計画の策定が不十分	監査室や不正防止計画推進部署と連携した上で、各種監査の結果やコンプライアンス研修後の理解度テストの結果等を基に、研究費の不正使用等を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画の検討・策定を行う。
2	不正防止計画策定において監事との連携が不十分	各種監査の結果やコンプライアンス研修後の理解度テストの結果等をまとめ、理事会等で報告する際に、監事との意見交換を行う。
【Ⅳ. 研究費の適正な運営・管理活動】		
1	予算執行の時期が年度末に偏ってしまう	- 予算執行の進捗状況については、各研究者だけでなく事務側も定期的に把握し、研究者に直接状況の確認を取り、必要に応じて改善を求める。 - 未使用の予算が多い場合、無理に全予算を使い切るのではなく、繰越しや期間延長、返還などの制度の利用について引き続き周知を行う。

2	特定の取引業者と研究者の癒着を防止するためのチェックが不十分	・研究者の購入依頼を事務側がWeb上で確認後、大学から発注業務を委託している委託業者に連絡し、調達業務を委託業者が行う。それにより、研究者と特定業者との接触を低減させ、癒着の防止に努めている。今後、委託業者とも協力して発注に係る情報を共有し、発注の方法に問題がないかの見直しと不正発注がないかの検証を行っていく。
3	出張申請の手続きについての周知が不十分	・出張前の学内申請手続きがされていない案件があったため、必ず事前に出張申請を行うように周知を徹底する。
4	出張に関する客観的事実の確認を徹底する	・出張報告書や出張事実の証明書類等の提出確認を徹底する。
5	謝金・賃金の支払いに関する客観的事実の確認が不十分	・内部監査時など、必要に応じて被雇用者（作業従事者）と面談等を行い、勤務状況等の確認を徹底する。
6	癒着防止に向けた取引業者の意識向上のための取り組みを強化	・新規取引の際や関係の規程等の改訂時に、規則等を遵守し不正に関与しない旨を記載した誓約書の提出を引き続き求める。 ・規則や誓約書に関して周知が不十分なところがあるため、新規取引企業への周知を強化していく。
7	特殊な役務に関する検収が不十分	・特殊な役務に係る検収について、検収が必要なものがどのようなものか、学内での認識を一致させるため、周知を徹底していく。 ・検収の際、専門知識を有する者が必要な場合は、発注した教員以外の者に立ち会い・チェックを依頼し対応していく。
8	資料の確認・記録が不十分	・年度の誤りや出張の延長理由等の記録漏れ等が発生しているため、提出された資料の確認および途中で発生した追記すべき事項について忘れずに記録することを徹底していく。
【V. 情報発信共有化の推進】		
1	本学の研究費不正に対する取り組みや方針等の情報の周知が不十分	・地域共創センターのHP上で公開している本学の研究費不正に対する取り組みや方針等について、コンプライアンス研修以外に啓発活動のメールを利用するなど周知を徹底する。
2	告発通報窓口の存在が関係者に認知されていない	・通報者の保護に関する規程や通報（告発）窓口【学内・学外】について、地域共創センターのHP上で公開していることを啓発ポスター等も利用し周知していく。
【VI. モニタリングの在り方】		
1	内部監査結果をうまく活用できていない	・内部監査の結果については、必要に応じて次年度の不正防止計画、内部監査確認事項へ内容を盛り込み、コンプライアンス研修や啓発活動時などを利用して全学に周知し、改善を図る。
2	監事及び会計監査人との連携が不十分	・監査室は、監事、会計監査人と連携し、大学における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、公的研究費の運営・管理の在り方等に関して、意見交換の機会を増やす。